

## 第9期高齢者総合プラン基礎調査分析及び策定業務委託企画提案書等作成要領

本業務における企画提案書等作成要領は、次のとおりです。

### 1 契約件名等

仕様書番号 4各高福第51号  
契約件名 第9期高齢者総合プラン基礎調査分析及び策定業務委託

### 2 業務概要

- (1) 業務内容 第9期高齢者総合プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）にかかる基礎調査分析及び策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (3) 業務委託料上限額 6,208,000円（消費税及び地方消費税込み）  
（令和4年度 3,415,000円 令和5年度 2,793,000円）

### 3 参加資格

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 4 プロポーザルに係る質問及び回答

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出期限 令和4年8月1日（月） 午後4時（必着）
- (3) 提出先 各務原市健康福祉部高齢福祉課
- (4) 提出方法 持参、郵送又はFAX
- (5) 回答 令和4年8月8日（月） FAXにより回答

### 5 参加の申込み等

- (1) 提出書類 プロポーザル参加意思表明書
- (2) 提出期限 令和4年8月12日（金） 午後4時（必着）
- (3) 提出先 各務原市健康福祉部高齢福祉課

(4) 提出方法 持参又は郵送

## 6 業務提案書等の提出

### (1) 業務提案書の内容

- ・本市の高齢者福祉に対する貴社の考え方
  - ・基礎調査に対する考え方
  - ・各調査対象者に対する調査設問の考え方、構成、内容
- |       |              |        |
|-------|--------------|--------|
| 調査対象者 | 一般高齢者        | 2,000名 |
|       | 居宅要支援・要介護認定者 | 600名   |
|       | 施設介護サービス利用者  | 300名   |
|       | 居宅介護支援専門員    | 100名   |
- ・集計・分析の考え方、手法
  - ・報告書の編集方法、構成イメージ
  - ・作業工程及び業務実施体制
  - ・第9期計画に対する考え方
  - ・第9期計画の重点ポイント
  - ・計画書の編集方法、構成イメージ

### (2) 提出書類

- ・業務提案書（様式自由）
- ・会社概要、過去5年以内の福祉関係の計画策定業務の実績（年度、業務名、業務概要、発注者）
- ・経費見積書（別紙委託仕様書にかかる経費）

(3) 提出部数 正本1部（代表者印押印）、副本6部

(4) 提出期限 令和4年8月17日（水） 午後4時（必着）

(5) 提出先 各務原市健康福祉部高齢福祉課

(6) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日必着）

## 7 評価及び選定結果

### (1) 評価

下記の評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。

- ① 業務経歴
- ② 本市の高齢者福祉の理解度
- ③ 基礎調査の着眼点
- ④ 調査設問の内容
- ⑤ 集計・分析手法
- ⑥ 報告書の編集方法
- ⑦ 第9期計画の着眼点
- ⑧ 第9期計画の独自性

⑨ 第9期計画書の編集方法

⑩ 見積額

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日 令和4年8月29日(月) 開始時間は、各提案者に別途通知する。

イ 実施場所 各務原市役所北庁舎(産業文化センター)6階第2会議室  
各務原市那加桜町2丁目186番地

ウ 実施方法 プレゼンテーション(20分)、ヒアリング(15分)

プレゼンテーションについては、自由形式とし、希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器(プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コード等)は、参加事業者において用意すること。

(3) 選定結果

提案者の中から、点数が最上位のものを「提案採用者」として決定する。ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。

選定結果については、全提案者に郵送で通知する。なお、評価結果については、異議を申し立てることはできないこととする。

8 日程

令和4年 8月 1日(月) 午後4時 : 質問書提出期限

令和4年 8月 8日(月) : 質問に対する回答

令和4年 8月12日(金) 午後4時 : 参加意思表明書提出期限

令和4年 8月17日(水) 午後4時 : 提案書提出期限

令和4年 8月29日(月) : 評価委員会による評価

令和4年 9月中旬 : 評価結果の通知

9 契約事項

(1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については2の(3)で示した上限額を超えることはない。

(2) 「10 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は次点の提案者との協議を行うことがある。

(3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

10 資格喪失

(1) 提出された提案書に虚偽があった場合は、その提案者のプロポーザルを無効とするとともに委員会において選定を見合わせるものとする。

(2) プロポーザル参加意思表明書の提出後、契約締結までの手続き期間中に入札参加資格停止となっ

た場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また受託候補者として選定されている場合は次順位のものとして手続きを行う。

(3) 本要領で定める資格要件を満たさないこととなったときは、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

(4) 「9 契約事項 (1)」で行う協議が整わないときは、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

## 1 1 その他

(1) 本件プロポーザルに要する費用は、参加事業者の負担とする。

(2) 決定した提案書以外の提案書は、当該提案者に返却する。

(3) 注意事項

ア 全ての提出期間には、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。

イ 提出期間における受付時間は、午前9時～正午及び午後1時～午後4時までの間とする。

ウ 書類等の提出および連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。

エ 提供資料

・第8期高齢者総合プラン

・各務原市高齢者福祉・介護保険サービスに関する調査報告書

・高齢者福祉の手引き

※関連計画の各務原市総合計画、地域福祉計画は、本市ウェブサイトで閲覧することができます。

## 1 2 担当連絡先

各務原市健康福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係（担当：國井・和賀登）

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL：058-383-2124

FAX：058-383-6365

E-mail：kfukusi@city.kakamigahara.gifu.jp